

平成 25 年 6 月 13 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
三菱ビル
日本プロロジスリート投資法人
代表者名 執行役員 坂下 雅弘
(コード番号: 3283)

資産運用会社名
プロロジス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂下 雅弘
問合せ先 取締役企画財務部長 戸田 淳
TEL. 03-6867-8585

国内不動産信託受益権の取得完了に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成25年5月16日付で公表した「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」に記載の8物件のうち、本日、7物件の取得を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得完了資産

| 物件番号 | 物件名称 | 所在地 | 取得価格 (百万円) | 取得先 |
|------|-----------------|---------|---------------|-------------|
| M-09 | プロロジスパーク東京大田 | 東京都大田区 | 29,500 | 東京大田特定目的会社 |
| M-10 | プロロジスパーク座間2 | 神奈川県座間市 | 21,900 | 座間2特定目的会社 |
| M-11 | プロロジスパーク船橋5 | 千葉県船橋市 | 9,500 | 船橋5特定目的会社 |
| | (別棟) | | 1,500 | 船橋所沢特定目的会社 |
| M-12 | プロロジスパーク成田1-A&B | 千葉県成田市 | 8,420 | 成田1-1特定目的会社 |
| M-13 | プロロジスパーク成田1-C | 千葉県成田市 | 4,810 | 成田1-2特定目的会社 |
| M-14 | プロロジスパーク尼崎1 | 兵庫県尼崎市 | 17,600 | 尼崎1 特定目的会社 |
| M-15 | プロロジスパーク尼崎2 | 兵庫県尼崎市 | 19,200 | 尼崎2 特定目的会社 |
| 合計 | | | 112,430 | |

2. 取得予定資産

下記の物件については、平成25年8月末日竣工予定で開発工事を進めており、本投資法人による取得日は、当初の予定どおり平成25年10月1日を予定しています。

| 物件番号 | 物件名称 | 所在地 | 取得予定年月日 | 取得予定価格 (百万円) | 取得先 |
|------|--------------|---------|------------|-----------------|-------------|
| B-05 | プロロジスパーク習志野4 | 千葉県習志野市 | 平成25年10月1日 | 20,000 | 習志野4 特定目的会社 |
| 合計 | | | | 20,000 | |

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の国内不動産信託受益権の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

3. その他

上記物件の詳細につきましては、平成25年5月16日付で公表の「国内不動産信託受益権の取得に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.prologis-reit.co.jp>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の国内不動産信託受益権の取得に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。